

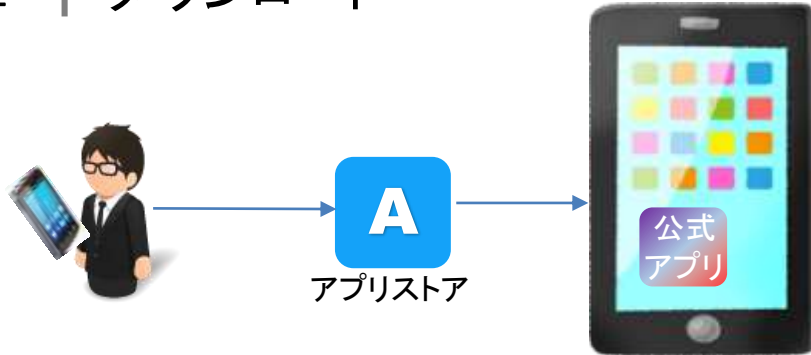
# 個々人の年金の「見える化」のための取組みについて

令和 2 年 7 月 27 日  
厚生労働省年金局総務課  
年金広報企画室

# 年金アプリ(公式)のイメージ(検討中の案)

令和2年改正年金法の趣旨をわかりやすく正確に伝え、かつ、公的年金、私的年金等を通じて個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」するための仕組みを検討。

Step 1 | 利用者が年金アプリ(公式)をダウンロード



Step 2 | 利用者が年金アプリを用いてQRコードの見込額等の情報を読取る



Step 3 | 年金アプリ(公式)で簡易試算

年金アプリ(公式)試算



生年月、性別、将来の収入やその期間等の試算条件を、利用者がアプリ上で入力、又はアプリ側が設定

試算結果をCSVファイルに書き出し

CSVファイル

Step 4 | 希望に応じて民間アプリと連携

<民間アプリの画面イメージ>



公的年金の見込額

※年金アプリは令和2年度開発、運用実験は令和3年度

※その他、年金ポータルや被用者保険の適用拡大のために設置する特設サイトとの接続による、わかりやすい年金情報の提供等を順次検討予定

# 「ねんきん定期便」に表示するQRコード(案)【50歳未満】

＜QRコードの収録情報＞  
 ※氏名・住所等の個人情報は含まない

- ①加入実績に応じた年金額
  - ・老齢基礎年金
  - ・老齢厚生年金
  - ・合計額
- ②簡便な試算に使用するその他のデータ
  - ・直近の加入制度(国年、厚年)
  - 直近の標準報酬月額、賞与額
- ③最新記録の年月

本人が将来の収入やその期間等の試算条件を年金アプリ上で追加入力


年金アプリ内で試算

＜年金アプリで出来ること＞

- (1) 利用者自身が入力した条件(標準報酬や就労期間など)に応じた将来の見込額を試算可能。
- (2) 繰下げ・繰上げなど受給開始年齢を変更した場合の見込額を試算可能。

＜QRコード付近に、以下の文章(案)を追加＞  
 このQRコードには、「ねんきん定期便」に記載されている情報の一部が収録されており、年金アプリ等による年金見込額試算にご活用頂けます。

# 「ねんきん定期便」に表示するQRコード(案)【50歳以上】



**「ねんきん定期便」  
【イメージ】**

大切なお知らせ(令和3年度)  
「ねんきん定期便」です。  
必ず中身をご確認ください。  
「ねんきんネット」へ登録する  
ためのアクセスキーもご案内!

重出 日本年金機構  
Japan Pension Service  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

ご案内は内側にあります。  
左向の方向へゆっくりはがしてご確認ください。

協会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、 協会番号をお知らせください。
------	-------------	------------	-------------------------------

①年金の支給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。  
②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。  
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)

最大の42%増  
70歳受給の仮定額  
70歳受給の標準額

最近の月別状況です

年月 (H24)	厚生年金 (標準額)	厚生年金 (仮定額)	増減額	増減率
1月	10,000円	10,000円	0円	0%
2月	10,000円	10,000円	0円	0%
3月	10,000円	10,000円	0円	0%
4月	10,000円	10,000円	0円	0%
5月	10,000円	10,000円	0円	0%
6月	10,000円	10,000円	0円	0%
7月	10,000円	10,000円	0円	0%
8月	10,000円	10,000円	0円	0%
9月	10,000円	10,000円	0円	0%
10月	10,000円	10,000円	0円	0%
11月	10,000円	10,000円	0円	0%
12月	10,000円	10,000円	0円	0%
合計	120,000円	120,000円	0円	0%

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者期間)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として20日以上のお勤め期間が必要です)

第1号被保険者期間 (国民年金)	第2号被保険者期間 (国民年金)	被保険者期間 (厚生年金)	年金加入期間合計 (月数)	合算期間等 (月数)	受給資格期間 (月数)
月 月 月	月 月 月	月 月 月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)


3. 老齢年金の種類と見込額 (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算) (単位: 円)

受給開始年齢	歳	歳	歳	老齢基礎年金	老齢厚生年金
(1) 基礎年金	60	65	70	10,000	10,000
(2) 厚生年金	60	65	70	10,000	10,000
(3) 国民年金	60	65	70	10,000	10,000
(4) 公務員年金	60	65	70	10,000	10,000
(5) 私学共済年金	60	65	70	10,000	10,000
(1)と(2)の合計				20,000	20,000

右のマークは  
目の不自由な  
方のための  
音声コードです。

②

【年金見込額QRコード】  
このQRコードには、「ねんきん定期便」に記載されている情報の一部が収録されており年金アプリ等による年金見込額試算にご活用いただけます。



見本

＜QRコードの収録情報＞  
※氏名・住所等の個人情報は含まない

①老齢年金の見込額  
(現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定した金額)

- ・老齢基礎年金
- ・老齢厚生年金
- ・合計額

②最新記録の年月


本人が将来の収入やその期間等の試算条件を年金アプリ上で追加入力

年金アプリ内で試算

＜年金アプリで出来ること＞

(1)利用者自身が入力した条件 (標準報酬や就労期間など)に応じた将来の見込額を試算可能。

(2)繰下げ・繰上げなど受給開始年齢を変更した場合の見込額を試算可能。



老齢  
厚生年金

老齢  
基礎年金

＜年金アプリの画面イメージ＞

＜QRコード付近に、以下の文章(案)を追加＞

このQRコードには、「ねんきん定期便」に記載されている情報の一部が収録されており、年金アプリ等による年金見込額試算にご活用頂けます。

# 参考1 「個々人の年金の見える化の取組み」に関する関係審議会での議論

## 1. 「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(令和元年12月27日 社会保障審議会年金部会)(抄)

### Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

#### 4 その他

- 高齢期の生活は多様であり、それぞれの方が望ましいと考える生活水準や、働き方の希望、収入・資産の状況なども様々である。公的年金制度に関する関心内容として「自分が受け取れる年金はどのくらいか」が最も高くなっており、制度自体の広報・周知に加えて、個々人の老後の公的年金の支給額等がいくらとなるか若い頃から見通せるようにすることが、老後生活や年金に対する不安を軽減するためにも重要である。次期制度改正で、高齢者が自身の就業状況等に合わせて年金の受給開始時期の選択肢を60～75歳までに拡大することも踏まえれば、その必要性は一層高まる。

こうした観点から、これまでも「ねんきんネット」による年金見込額試算の充実などが取り組まれているが、さらに、公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みを検討すべきである。

## 2. 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(令和元年12月25日 社会保障審議会企業年金・個人年金部会)(抄)

### V 将来像の検討 ～公平で、分かりやすい制度に向けて～

- このほか、個々人の実態に応じて将来設計を考える上では、公的年金、退職金や企業年金、iDeCo や NISA などの資産形成手段などについて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」していくことも重要である。自分自身の状況が全体として「見える化」されることで、自らの望む生活水準に必要な資産や収入が足りないと思われるのであれば、個々人の状況に応じて、就労、支出の見直し、資産形成・運用などに取り組むことが可能となる。

## 【ねんきん定期便】

## 【ねんきんネット】

提供内容  
(年金額)

(50歳未満)  
これまでの加入実績分のみに対応した年金額

(50歳以上)  
これまでの加入実績を踏まえた60歳時点の年金見込額  
\* 現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して計算

頻度

1年に1度(誕生月に送付)

アクセス

日本年金機構より送付

これまでの加入実績と自分で設定した今後の加入条件に応じた将来の年金見込額

\* ねんきん定期便で提供している「現在の加入条件が60歳まで継続する仮定」(かんたん試算)に加えて、今後の職業や収入、期間などを自分で設定した試算(詳細な条件で試算)も可能

24時間いつでもどこでも

ユーザーIDの取得  
又はマイナポータルからの連携

■「ねんきん定期便」50歳以上

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として320日以上の保険料納付期間が必要です)

国民年金 (a)	厚生年金 (b)	国民年金 (c)	厚生年金 (d)	国民年金 (e)
月 年	月 年	月 年	月 年	月 年
国民年金加入期間合計 (a+b+c+d)				
月 年				

3. 老齢年金の種類と見込額 (年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

老齢基礎年金	老齢厚生年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
(1) 標準年金	(1) 標準年金	(2) 標準年金	(2) 標準年金
(2) 障害年金	(2) 障害年金	(3) 障害年金	(3) 障害年金
(3) 障害年金	(3) 障害年金	(4) 障害年金	(4) 障害年金
(4) 障害年金	(4) 障害年金	(5) 障害年金	(5) 障害年金
(5) 障害年金	(5) 障害年金	(6) 障害年金	(6) 障害年金
(6) 障害年金	(6) 障害年金	(7) 障害年金	(7) 障害年金
(7) 障害年金	(7) 障害年金	(8) 障害年金	(8) 障害年金
(8) 障害年金	(8) 障害年金	(9) 障害年金	(9) 障害年金
(9) 障害年金	(9) 障害年金	(10) 障害年金	(10) 障害年金
(10) 障害年金	(10) 障害年金	(11) 障害年金	(11) 障害年金
(11) 障害年金	(11) 障害年金	(12) 障害年金	(12) 障害年金
(12) 障害年金	(12) 障害年金	(13) 障害年金	(13) 障害年金
(13) 障害年金	(13) 障害年金	(14) 障害年金	(14) 障害年金
(14) 障害年金	(14) 障害年金	(15) 障害年金	(15) 障害年金
(15) 障害年金	(15) 障害年金	(16) 障害年金	(16) 障害年金
(16) 障害年金	(16) 障害年金	(17) 障害年金	(17) 障害年金
(17) 障害年金	(17) 障害年金	(18) 障害年金	(18) 障害年金
(18) 障害年金	(18) 障害年金	(19) 障害年金	(19) 障害年金
(19) 障害年金	(19) 障害年金	(20) 障害年金	(20) 障害年金
(20) 障害年金	(20) 障害年金	(21) 障害年金	(21) 障害年金
(21) 障害年金	(21) 障害年金	(22) 障害年金	(22) 障害年金
(22) 障害年金	(22) 障害年金	(23) 障害年金	(23) 障害年金
(23) 障害年金	(23) 障害年金	(24) 障害年金	(24) 障害年金
(24) 障害年金	(24) 障害年金	(25) 障害年金	(25) 障害年金
(25) 障害年金	(25) 障害年金	(26) 障害年金	(26) 障害年金
(26) 障害年金	(26) 障害年金	(27) 障害年金	(27) 障害年金
(27) 障害年金	(27) 障害年金	(28) 障害年金	(28) 障害年金
(28) 障害年金	(28) 障害年金	(29) 障害年金	(29) 障害年金
(29) 障害年金	(29) 障害年金	(30) 障害年金	(30) 障害年金
(30) 障害年金	(30) 障害年金	(31) 障害年金	(31) 障害年金
(31) 障害年金	(31) 障害年金	(32) 障害年金	(32) 障害年金
(32) 障害年金	(32) 障害年金	(33) 障害年金	(33) 障害年金
(33) 障害年金	(33) 障害年金	(34) 障害年金	(34) 障害年金
(34) 障害年金	(34) 障害年金	(35) 障害年金	(35) 障害年金
(35) 障害年金	(35) 障害年金	(36) 障害年金	(36) 障害年金
(36) 障害年金	(36) 障害年金	(37) 障害年金	(37) 障害年金
(37) 障害年金	(37) 障害年金	(38) 障害年金	(38) 障害年金
(38) 障害年金	(38) 障害年金	(39) 障害年金	(39) 障害年金
(39) 障害年金	(39) 障害年金	(40) 障害年金	(40) 障害年金
(40) 障害年金	(40) 障害年金	(41) 障害年金	(41) 障害年金
(41) 障害年金	(41) 障害年金	(42) 障害年金	(42) 障害年金
(42) 障害年金	(42) 障害年金	(43) 障害年金	(43) 障害年金
(43) 障害年金	(43) 障害年金	(44) 障害年金	(44) 障害年金
(44) 障害年金	(44) 障害年金	(45) 障害年金	(45) 障害年金
(45) 障害年金	(45) 障害年金	(46) 障害年金	(46) 障害年金
(46) 障害年金	(46) 障害年金	(47) 障害年金	(47) 障害年金
(47) 障害年金	(47) 障害年金	(48) 障害年金	(48) 障害年金
(48) 障害年金	(48) 障害年金	(49) 障害年金	(49) 障害年金
(49) 障害年金	(49) 障害年金	(50) 障害年金	(50) 障害年金
(50) 障害年金	(50) 障害年金	(51) 障害年金	(51) 障害年金
(51) 障害年金	(51) 障害年金	(52) 障害年金	(52) 障害年金
(52) 障害年金	(52) 障害年金	(53) 障害年金	(53) 障害年金
(53) 障害年金	(53) 障害年金	(54) 障害年金	(54) 障害年金
(54) 障害年金	(54) 障害年金	(55) 障害年金	(55) 障害年金
(55) 障害年金	(55) 障害年金	(56) 障害年金	(56) 障害年金
(56) 障害年金	(56) 障害年金	(57) 障害年金	(57) 障害年金
(57) 障害年金	(57) 障害年金	(58) 障害年金	(58) 障害年金
(58) 障害年金	(58) 障害年金	(59) 障害年金	(59) 障害年金
(59) 障害年金	(59) 障害年金	(60) 障害年金	(60) 障害年金
(60) 障害年金	(60) 障害年金	(61) 障害年金	(61) 障害年金
(61) 障害年金	(61) 障害年金	(62) 障害年金	(62) 障害年金
(62) 障害年金	(62) 障害年金	(63) 障害年金	(63) 障害年金
(63) 障害年金	(63) 障害年金	(64) 障害年金	(64) 障害年金
(64) 障害年金	(64) 障害年金	(65) 障害年金	(65) 障害年金
(65) 障害年金	(65) 障害年金	(66) 障害年金	(66) 障害年金
(66) 障害年金	(66) 障害年金	(67) 障害年金	(67) 障害年金
(67) 障害年金	(67) 障害年金	(68) 障害年金	(68) 障害年金
(68) 障害年金	(68) 障害年金	(69) 障害年金	(69) 障害年金
(69) 障害年金	(69) 障害年金	(70) 障害年金	(70) 障害年金
(70) 障害年金	(70) 障害年金	(71) 障害年金	(71) 障害年金
(71) 障害年金	(71) 障害年金	(72) 障害年金	(72) 障害年金
(72) 障害年金	(72) 障害年金	(73) 障害年金	(73) 障害年金
(73) 障害年金	(73) 障害年金	(74) 障害年金	(74) 障害年金
(74) 障害年金	(74) 障害年金	(75) 障害年金	(75) 障害年金
(75) 障害年金	(75) 障害年金	(76) 障害年金	(76) 障害年金
(76) 障害年金	(76) 障害年金	(77) 障害年金	(77) 障害年金
(77) 障害年金	(77) 障害年金	(78) 障害年金	(78) 障害年金
(78) 障害年金	(78) 障害年金	(79) 障害年金	(79) 障害年金
(79) 障害年金	(79) 障害年金	(80) 障害年金	(80) 障害年金
(80) 障害年金	(80) 障害年金	(81) 障害年金	(81) 障害年金
(81) 障害年金	(81) 障害年金	(82) 障害年金	(82) 障害年金
(82) 障害年金	(82) 障害年金	(83) 障害年金	(83) 障害年金
(83) 障害年金	(83) 障害年金	(84) 障害年金	(84) 障害年金
(84) 障害年金	(84) 障害年金	(85) 障害年金	(85) 障害年金
(85) 障害年金	(85) 障害年金	(86) 障害年金	(86) 障害年金
(86) 障害年金	(86) 障害年金	(87) 障害年金	(87) 障害年金
(87) 障害年金	(87) 障害年金	(88) 障害年金	(88) 障害年金
(88) 障害年金	(88) 障害年金	(89) 障害年金	(89) 障害年金
(89) 障害年金	(89) 障害年金	(90) 障害年金	(90) 障害年金
(90) 障害年金	(90) 障害年金	(91) 障害年金	(91) 障害年金
(91) 障害年金	(91) 障害年金	(92) 障害年金	(92) 障害年金
(92) 障害年金	(92) 障害年金	(93) 障害年金	(93) 障害年金
(93) 障害年金	(93) 障害年金	(94) 障害年金	(94) 障害年金
(94) 障害年金	(94) 障害年金	(95) 障害年金	(95) 障害年金
(95) 障害年金	(95) 障害年金	(96) 障害年金	(96) 障害年金
(96) 障害年金	(96) 障害年金	(97) 障害年金	(97) 障害年金
(97) 障害年金	(97) 障害年金	(98) 障害年金	(98) 障害年金
(98) 障害年金	(98) 障害年金	(99) 障害年金	(99) 障害年金
(99) 障害年金	(99) 障害年金	(100) 障害年金	(100) 障害年金

■「ねんきんネット」画面イメージ

1. 今後の職業の選択

Q 現在の職業を継続しますか?  
※ 今後の職業が未定の方は、【はい】を選択して進んでください。

A はい いいえ

Q どのような職業ですか?  
A 自営業 会社員 その他 (公務員等)

Q どのような働き方をしますか?  
A 単独 フルタイム (厚生年金保険加入) 併業型 パートタイム (国民年金加入)

2. 収入などの入力

※ 給与などから税金や社会保険料等を差し引く前の金額を入力してください。

項目1 収入(月額)の見込額を千円単位で入力してください。  
半角数字で入力してください。(例) 180,000円  
おおよそ \_\_\_\_\_,000円

項目2 賞与(ボーナスなど)の支払月と見込額を千円単位で入力してください。  
見込額は半角数字で入力してください。(例) 6月 200,000円  
1. - 月 \_\_\_\_\_,000円

受給期間	年金見込額 (月額)	支給停止見込額 (月額)	受給予定年金見込額 (月額)	金額の内訳を表示
65歳01ヶ月～ 68歳01ヶ月	61,216円	0円	61,216円	老齢基礎年金のみ 金額の内訳
68歳02ヶ月～	204,003円	0円	204,003円	老齢基礎年金+老齢厚生年金 金額の内訳

※老齢厚生年金のみ68歳まで受給開始を遅らせた場合の試算結果の例



加入実績や今後の収入の見込みに応じた年金額の見込みを提供

## 確定拠出年金(DC)

《 実施事業主の数 3.3万 》

- DCは、事業主が掛金を拠出する時点で個人別管理資産として加入者個人ごとに管理され、加入者に帰属する。資産は加入者が運用する。
- このため、事業主又は事業主の委託を受けた記録管理機関に対して、
  - ① 現在までの掛金額、運用結果を反映した資産残高などを年1回加入者に通知するとともに、
  - ② 加入者向けのウェブサイトで発行したID・パスワードを用いて閲覧できるようにすること
 を制度上求めている。

※ 個人型DC(イデコ)についても、実施者である国民年金基金連合会(委託を受けた記録管理機関)に同様の開示を求めている。

## 確定給付企業年金(DB)

《実施事業主等の数 1.3万(基金含む)》

- DBは、給付を決めた上で、その給付と財源が等しくなるよう(= 集団全体で収支が均衡するよう)、掛金を計算する。  
掛金は集団(=加入者全体)で管理され、資産は個々の加入者に帰属しない(=受給権は付与されていない)。  
資産は企業が運用し、積立不足が生じた時は事業主が追加で拠出する。
- 個人勘定化されていないほとんどのDBについては、事業主に対して、モデルケースのみの給付の額などを開示することを制度上求めている。

※ DBは、労使合意に基づいた様々な給付設計が可能となっている(最終給与比例方式、累積給与比例方式、定額方式、ポイント制、キャッシュバランスプランなど様々な給付設計がある)。

### 【記録関連運営管理機関(RK)のウェブサイトの例】



※ DBの一形態として、加入者個人ごとに仮定の掛金を積み立てていくような給付設計(キャッシュバランスプラン)があり、この仕組みにおいては、現時点の加入者ごとの仮定個人勘定を観念することが可能(DB実施企業のうちキャッシュバランスプランの割合は16.7%。1000人以上の規模のDB実施企業では26.5%)。

このため、一部の事業主は、給与明細や社内イントラなどでその現時点での仮定の資産残高を社員に明示している取組事例もある。

### 【DBの業務概況(モデルケースの給付の額)の表示例】

#### 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

給付の種類	給付の設計				標準的な給付の額(円)
	主な支給要件	給付期間		月額: ●●円 ●●●円	
		支給事由	勤続(加入)期間・年齢		
老齢給付金	年金	退職	●年以上かつ●歳到達	●年確定年金	月額: ●●円
	一時金			-	●●●円

➡ 個人勘定化されているDC(+DBの一部)について、実績に応じた資産残高を提供

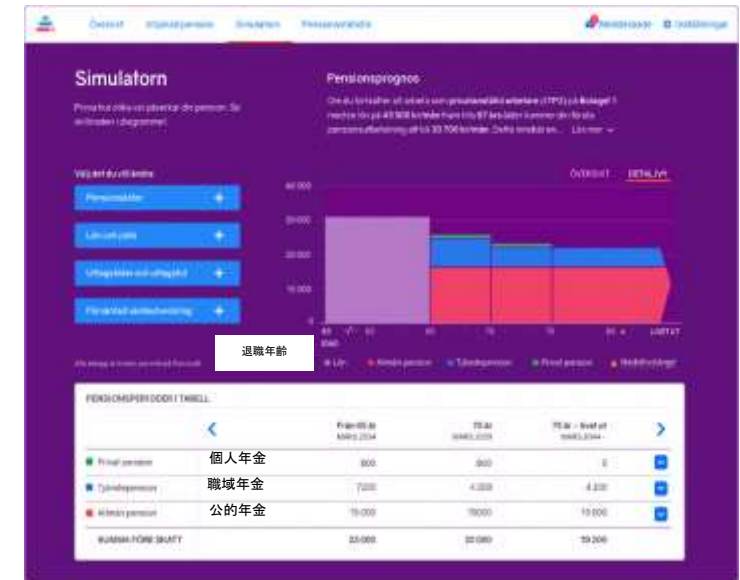
# 参考4 北欧2か国における「見える化」の取組みと具体的なイメージ

## スウェーデンの事例

- スウェーデン政府が提供するmy(min)Pensionは政府と年金会社の共同事業（費用も政府と年金会社で折半して負担）で実施されている

### 【画面のイメージ】

- ・職業、給与、受給開始時期等、異なる設定でのシミュレーションも可能。  
※グラフの見方 赤：公的年金、青：職域年金、緑：個人年金



## デンマークの事例

- PensionsInfoは、デンマークの公的機関、年金会社、生命保険会社及び銀行等、ほぼ全ての年金提供者（102関連機関中、99機関）による共同事業。民間連合組織により提供される。

### 【画面のイメージ】

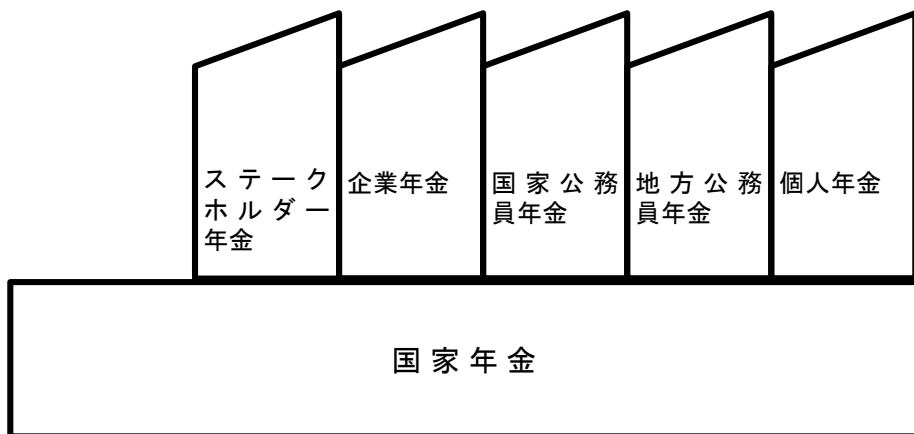
- ・本人が受給開始年齢を変更（矢印をスライド）することにより、様々な設定の見積額が閲覧可能。





- イギリスでは、生涯で平均8種類の年金に加入することから、自分がどのような年金に加入しているか把握・管理することができる「年金ダッシュボード」(Pension Dashboard)というプラットフォームの開発を行っている。

## 【イギリスの制度体系】



イギリスの年金制度は、公的年金が国家年金という1階しかないが、全事業主に自動加入（従業員は加入しないこと(opt out)を選択できる）の企業年金を設置することが求められている。

事業主が独自に企業年金を用意することが難しい場合に備えて、確定拠出型のNEST (National Employment Savings Trust)が創設され、その管理・運営を行うプロバイダ(NESTコーポレーション)が設立されており、独自に企業年金を提供できない事業主は、従業員をこのNESTの提供する企業年金に加入させることとなる。

## Pensions Dashboards Policyとは【2018年12月策定】

国家年金を含む複数の年金(私的年金も含む)の情報をワンストップで好きな時間に安全にアクセスできる機会を提供するオンラインサービス。

### 目的:

- ・ 個々人がいつでも・どこでも年金データにアクセスできるようにし、退職後貯蓄の認識と理解を高めることに役立つ。
- ・ 国民が老後の資産形成のガイダンスやアドバイスのサポートを受けて、公的・私的年金データの情報に基づき、1人ひとりが適切な選択を行うことができるようにするために使われる。そのため、退職に向けたより効果的な計画を助言することができる。